

1. 受検資格と提出書類

(1) 受検資格

試験実施年度に満17歳以上となる者【生年月日が平成19年4月1日以前の者が対象】

(2) 提出書類(下表①～④すべてが必要です。)

※第一次検定のみ受検申込には再受検制度がありませんので、過去に受検したことがある方であっても、

これら①～④の書類はすべて必要です。不足があると受検できません。

①	受検申請書	・必ず同封されている用紙を使用してください。 ・受検申請書の記入に当たっては、P6～7ページの記入例を参照してください。 ・消せるボールペン、鉛筆などは、記載内容が消滅することがありますので、申請書への記入には使用しないでください【記載内容が消滅していた場合、受検申請者を特定できず申請無効となります】。
②	住民票(原本) または 申請書に 住民票コードの記入	・受検申請者の氏名、生年月日を確認できる住民票をご提出ください。 ・外国籍の方は、国籍が記載されている住民票をご提出ください(国籍確認の必要があるため住民票コードは使えません)。 ・住民票の記載内容に変更が無ければ、発行年月日は問いません。 ・住民票のコピーは受け付けません。必ず原本をお送りください。 ・マイナンバーが記載された住民票は送付しないでください。 ・住民票コード(11桁)を正確に記入すれば、住民票は不要です。 ・外国籍の方は国籍確認のため、住民票をご提出ください。住民票コードは使えません。 ・住民票コードの書き間違いにより、本人確認できない場合には、住民票を提出していただくことになります。
③	証明写真1枚	・サイズは縦4.5cm×横3.5cm(パスポート用の大きさ) ・顔の寸法は頭頂からあごまで3.4cm ・6ヶ月以内に撮影したフチなし、無背景の写真 ・自前のデジタルカメラで撮影した写真やスナップ写真は使えません。 ・受検申請書の写真貼付欄のシールをはがして貼り付けてください。 ・受検申請書に貼付した顔写真は、試験日の出欠確認に使用するほか、受検票、合格証明書へも印刷されます。パスポート用写真の規格に沿った鮮明な写真をご用意ください。 ・当方にて支障有りと判定した場合、写真を再提出していただきます。
④	受検手数料振替 払込受付証明書	・申請書に貼付する『振替払込受付証明書(お客さま用)』には、郵便局の受付印が押印してあることを確認してください。郵便局の受付印が押印していないものは受け付けません。

2. 受検手数料

第一次検定の受検手数料 6,600円（消費税非課税）

- 受検手数料のお支払いは指定の振替払込用紙を使用し、受検申込者名で個人別に郵便局で払い込み、振替払込受付証明書(お客さま用)を所定欄に全面のりづけしてください。郵便局の「日附印」が無いもの及びコピーは無効です。
- やむを得ず郵便局のATMで払い込んだ場合には、ATMから発行される『ご利用明細票』の原本を受検申請書の振替払込受付証明書貼付欄に貼ってください。ご利用明細票のコピーは受け付けません。
- ネットバンキングや電信振替(口座間送金)で払い込まないでください。
- 受検手数料は、原則として返還いたしません。ただし、受検資格を認定できなかった方と試験日の1ヶ月前までに当方で定める辞退手続きを行った方へは、10月末以降に返還に要する経費等を差し引いた金額を返還いたします。